

## 電気自動車の整備業務における特別講習の実施について

(一社)岩手県自動車整備振興会

自動車整備士資格有資格者を対象に、電気自動車の整備業務における特別講習を以下のとおり実施します。

受講希望の方は、申込期日 **11月25日(月)まで**に当会ホームページ「試験・講習情報」の本案内文章下部の[申込はこちら](#)をクリックし、必要事項を入力の上、インターネット上にてお申し込みください。申込後、入力されましたメールアドレスに返信メールが届きましたら、自動車整備士合格証書を振興会業務部までFAX(019-637-1674)をお願いします。なお、同一事業場で、2名以上申し込む場合は、申込人数分の操作が必要です。

また、開催日を12月16日と17日の2回としていますが、2回の合計が40名に満たない場合は、開催を12月17日(火)に集約させていただきます。

- |         |  |
|---------|--|
| 1. 開催日時 | 第1回 令和6年12月16日(月)10:00~16:00<br>第2回 令和6年12月17日(火)10:00~16:00 |
| 2. 場 所  | 岩手県自動車整備商工組合教育センター   |
| 3. 定 員  | 各回40名  |
| 4. 受講料  | 6,600円(税込)※会員<br>13,200円(税込)※会員外<br>注 <u>昼食は、各自で準備願います。</u>  |
| 5. 資料代  | 1,540円(税込)   |
| 6. 携行品  | 筆記用具、写真1枚(たて3cm、よこ2.5cm)                                     |

ハイブリッド自動車等の対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の点検・整備を行うときは、労働安全衛生法による特別教育の受講が義務付けられています。

令和元年10月1日より前に、「低圧電気取扱い業務の特別教育」を受けたことがある者は、この講習を受ける必要はありません。

※ 講習修了者には、労働安全衛生法で定める「特別教育 受講修了証」を交付しますので、申込内容に間違いの無いよう入力をお願いします。

[申込はこちら](#)